

平成 26 年度千葉県水産振興審議会 栽培漁業・資源管理部会

1 協議日時

平成 27 年 1 月 28 日（水） 午後 1 時 30 分から

2 協議事項

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」（第 7 次栽培漁業基本計画）について

3 協議結果

平成 27 年 1 月 19 日付けで千葉県水産振興審議会長から付議のあった上記の件について、協議の結果、原案のとおり了承され、平成 27 年 2 月 2 日付けで千葉県水産振興審議会長宛てに、原案どおり了承した旨、報告しました。

○主な質疑

①マダイ・ヒラメの放流数について

委員：マダイ、ヒラメの放流数の増大は、どのように行うのか。

県：県が健全種苗を生産し、水産振興公社が安定的・効率的に種苗を育成するなど、全体的に技術水準が向上した。そこで次期計画では、効率的な生産育成体制を構築し、施設や経費を増やすことなく放流尾数を増やしたい。

②アワビの放流数について

委員：クロアワビは増産できないのか。

県：生産施設の規模による制約を受け、計画数は現状維持だが、水産振興公社では計画以上の生産をしており、毎年の配布計画の中で検討したい。

③新規魚種のトラフグについて

委員：トラフグの技術開発に取り組む理由は、どのようなものか。

県：トラフグの漁獲量は大きく変動するが、高価なため漁業収入に役立っている。そこで、他県で効果が認められている種苗放流によって、漁獲を安定させ、漁業収入の向上を図りたいと考えており、まずは標識放流によって効果を確認したい。

④新規魚種のバイについて

委員：バイの技術開発に取り組む理由は、どのようなものか。

県：バイは船底塗料に含まれた有機スズの影響で激減したが、かつては盤洲から九十九里の範囲で相当の水揚げがあり、漁業者から復活に向けた要望がある。有機スズを含む船底塗料の使用禁止により、資源に復活の兆しがあることから、種苗放流によって資源再生のスピードを上げ、漁業収入の向上を図りたい。

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」(案)の概要

策定根拠：沿岸漁場整備開発法第7条の2

計画期間：平成27年度～平成33年度

一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 1 漁獲管理及び漁場造成との連携強化による資源造成型栽培漁業の推進
 - ・親魚を獲り残し再生産を確保する**資源造成型栽培漁業の取組を一層推進**する。
 - ・資源造成型栽培漁業の実現に向け、**漁獲管理や漁場造成との連携強化**に努める。
- 2 対象種の重点化と効率的かつ効果的な栽培漁業の推進
 - 対象種を重点化**し、種苗生産の低コスト化や放流効果の発現・向上に努める。
- 3 栽培漁業の推進体制
 - ・地先種は、放流効果に応じた適切な費用負担を検討する。
 - ・広域種は、**広域プランを勘案し、関係都県と連携して種苗生産等に取り組む**。
- 4 放流の効果の把握及び評価
 - 放流効果を把握し、**種苗放流の再生産への関与に係る知見の収集**に努める。
- 5 生物多様性の保全への配慮
 - 生物多様性の保全との両立**に努め、**国の技術指針に沿った取組**を検討する。
- 6 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及
 - 栽培漁業の多面的機能について県民への普及啓発に取り組む。

二 種苗の生産及び放流又はその育成をすることが適当な水産動物の種類

- ①魚 類 まだい・ひらめ・まこがれい
- ②貝 類 あわび・あさり・**はまぐり**
- ③甲殻類 くるまえび

三 水産動物の種類ごとの種苗の放流数の目標 (平成33年度の目標)

種 類	数 量	サイズ	種 類	数 量	サイズ
まだい	1,000 千尾	60 mm	くるまえび	6,000 千尾	30 mm
ひらめ	940 千尾	80 mm	くるだい	効果検証後判断	
まこがれい	460 千尾	40 mm	すずき	生産休止継続	
あわび	1,600 千個	25 mm			

※くるまえびは、**ばいの種苗生産が事業化された段階で3,000千尾に変更**

四 放流効果実証事業に関する事項

対象とすべき水産動物の種類は、まだい・ひらめ・あわび・くるまえび

五 特定水産動物育成事業に関する事項

まだい・ひらめ・くるまえびの技術開発

六 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 新規対象種の生産及び放流の技術開発

とらふぐ・ばい

2 種苗生産の技術水準の目標

水産動物の種類毎の生産密度・生産回数

3 解決すべき技術開発上の問題点

- ・親魚養成 遺伝的多様性の確保 等
- ・種苗生産 良質種苗の育成・コストの低減 等
- ・放 流 標識技術の開発・適正な放流方法 等

4 技術開発水準の到達すべき段階

種 類	現 状	目 標	種 類	現 状	目 標
まだい	E	E	まこがれい	C	D
ひらめ	E	E	あさり	B	C
あわび	E	E	はまぐり	A	B
くるまえび	E	E			

段階の分類 A：新技術開発期 B：量産技術開発期 C：放流技術開発期

D：事業化検討期 E：事業化実証期 F：事業実施期

七 水産動物の放流後の成育，分布及び採捕に係る調査に関する事項

放流効果調査・再捕状況調査・漁獲調査の実施方法

八 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

1 推進体制の整備

- ・計画の千葉県水産振興審議会での協議
- ・効率的な生産体制の構築
- ・水産振興公社との連携と役割分担の推進
- ・**海域協議会の下での連携強化**，全国的な協議会での技術・情報の交換

2 指定法人について

水産振興公社の指定法人化（沿整法第15条）の検討

3 栽培漁業の普及指導及び費用負担

漁業者・遊漁船業者への参加要請，放流効果に応じた負担協力の要請

4 関係機関との協力体制

栽培漁業の推進にあたり，国等の関係機関が相互に連携

5 漁業操業及び公共事業等との関連

漁業操業・公共事業・船舶航行等の尊重